

公害防止のため甲が要求することのできる処分場の設備等に関する重要な変更改善の範囲は、次のとおりとする。

- 一 センターの構造
- 二 搬入の方法
- 三 埋立の方法
- 四 受入廃棄物の種類
- 五 その他必要と認められる事項

第三十条 監視組織等

- 1 監視組織は、甲が指名する甲の職員及び甲が丙の推薦を受けて委嘱する甲の住民（以下「監視員等」という。）をもって構成するものとする。
- 2 監視員等は、監視のためセンターへ立入りすることが出来るものとする。ただし、センターへ立入る監視員等は甲が行する身分を証する書面を携行するものとする。この場合、乙の職員は監視員等に対して誠意をもって対応するものとする。
- 3 監視員等は、第五条、第六条、第十一条、第十二条及び第二十四条に基づく検査について、自ら検体を採取し、第十三条の検査機関で独自に検査できるものとする。
- 4 乙は、丙の行う各種調査活動についても、誠意をもって対応するものとする。

第三十一条 天災等の安全対策

- 1 地震、台風等の異常気象の直後は、直ちに全ての施設を点検し、損傷等が発見されたときは、速やかに補修などの適切な措置を講じるものとする。

2 防災対策

異常気象時におけるセンターの防災体制は、別表15のとおりとする。

第六章 埋立処分終了後の管理等

第三十二条 埋立処分終了後の管理及び終了の時期

1 浸出水処理施設

浸出水処理施設の稼働については、浸出水原水の水質が、変動値のない状態になった時点で甲、乙及び丙が協議するものとする。

2 埋立地

埋立地は、浸出水の地下浸透防止を図るため、しゃ水シートを敷設しているので、跡地利用等についても維持管理を十分行うものとする。

3 その他の施設

その他の施設の維持管理の詳細については、必要に応じて別途協議するものとする。

第三十三条 本協定に定めのない事項

1 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が、個々に協議に係る申し出を行えるものとし、そのつど甲、乙、丙が必要な協議を行うものとする。

2 社会情勢その他状況の変化により必要と認められるときは、甲、乙又は丙の申し出により、この協定を改定することができるものとする。

甲 埼玉県大里郡寄居町

寄居町長

津久井 幹雄



乙 埼玉県

埼玉県知事

上 尾花 武彦



丙 鉢形地区環境問題協議会

会長

馬塚 守良



丙 男衾環境整備協議会

会長

吉田 勇



丙 寄居町三ヶ山区

区 長

山口



埼玉県大里群寄居町、埼玉県及び鉢形地区環境問題協議会、男衾環境整備協議会、寄居町三ヶ山区は、埼玉県環境整備センター公害防止細目協定について、この協定書のとおり平成十三年一月三十一日締結したことを確認する。

平成十三年一月三十一日

立会人 寄居町議会

議長

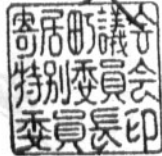
岡田



立会人 寄居町議会第二次三ヶ山区地域開発調査特別委員会

委員長

坂本徳久



別表 1

廃棄物の種類及び性状

(1) 共通受入基準

項 目	受 入 基 準
発 色	著しい発色性がなく、周辺を汚染するおそれのないものであること。
悪 臭	悪臭を発散しないもの又はそのおそれのないものであること。
飛 散	著しく飛散するおそれのないものであること。
有 害 物 質	廃棄物に含まれる有害物質について、溶出試験結果が省令に定める判定基準を超えないものであること。
混 合	受入基準に適合しない廃棄物を混合したものでないこと。ただし、受入基準に適合した廃棄物相互の混合物については、受け入れることができるものとする。
水 分	含水率 85% 以下になるよう脱水処理したものであること。

(2) 受入を認めない廃棄物の種類

種 類	例 示 及 び 説 明
し 尿	浄化槽汚泥、ふん尿
可 燃 物	塵芥類、紙くず、木くず、粗大ごみ
都市施設廃棄物	下水道乾燥汚泥、脱水ケーキ
汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの
廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、廃溶剤など
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸など
廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など
紙 く ず	パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業からのもの及び PCB が塗布されたもの
木 く ず	木材、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、建設業からのもの
織 維 く ず	繊維工業（衣服等の繊維製品製造業を除く）からのもの
動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業からのもの
家畜ふん尿	畜産農業からのもの
家畜の死体	畜産農業からのもの
ダスト類	集じん施設によって捕捉されたもの

(3) 受入廃棄物の種類

	種 類	例 示 及 び 説 明	性 状
一 般 廃 棄 物	焼 却 灰	し尿処理場焼却灰 市町村ごみ焼却場の焼却灰	・熱しゃく減量10%以下 ・含水率85%以下
	不 燃 物	かん びん 金物 粗大ごみ	・破碎後の大きさ概ね15cm以下 ・中空でない形状 ・乾電池、水銀計、蛍光管等は混入させない
産 業 廃 棄 物	汚 で い	上水道浄水場汚でい	・含水率85%以下
	燃 え 殻	下水道汚でい焼却灰、石炭 がら、焼却灰	・熱しゃく減量10%以下 ・含水率85%以下
	廃プラスチック類	合成樹脂くず 合成ゴムくず（廃タイヤを 含む。）	・破碎、切断、溶融後の大きさ概ね15 cm以下 ・中空でない形状
	ゴムくず	天然ゴムくず	・破碎、切断後の大きさ概ね15cm以下
	金属くず	金属の研磨くず 切削くず	・破碎、切断後の大きさ概ね15cm以下
	ガラスくず 及び陶磁器 くず	ガラスくず 耐火レンガくず かわら	・破碎、切断後の大きさ概ね15cm以下
	鉦 さ い	ノロ 鋳物砂	・破碎、切断後の大きさ概ね15cm以下
	が れ き 類	工作物の除去によるコンク リートの破片 汚でい	・破碎、切断後の大きさ概ね15cm以下
建 設 残 土			

別表 2

騒音、振動、浮遊粒子状物質の測定

(1) 騒音、振動の測定場所

	測定場所	住所
No. 1	オリエンタル火工(株)所有地前	寄居町大字三ヶ山130-3番地先
No. 2	蔵田地区内	寄居町大字富田4053番地先

(2) 浮遊粒子状物質の測定

	測定場所	住所
No. 3	埼玉県環境整備センター内	寄居町大字三ヶ山368

(3) 騒音規制基準

規制基準	備考
65デシベル以下	三ヶ山廃棄物埋立処分場建設に係る環境影響評価書の予測値による

(4) 振動規制基準

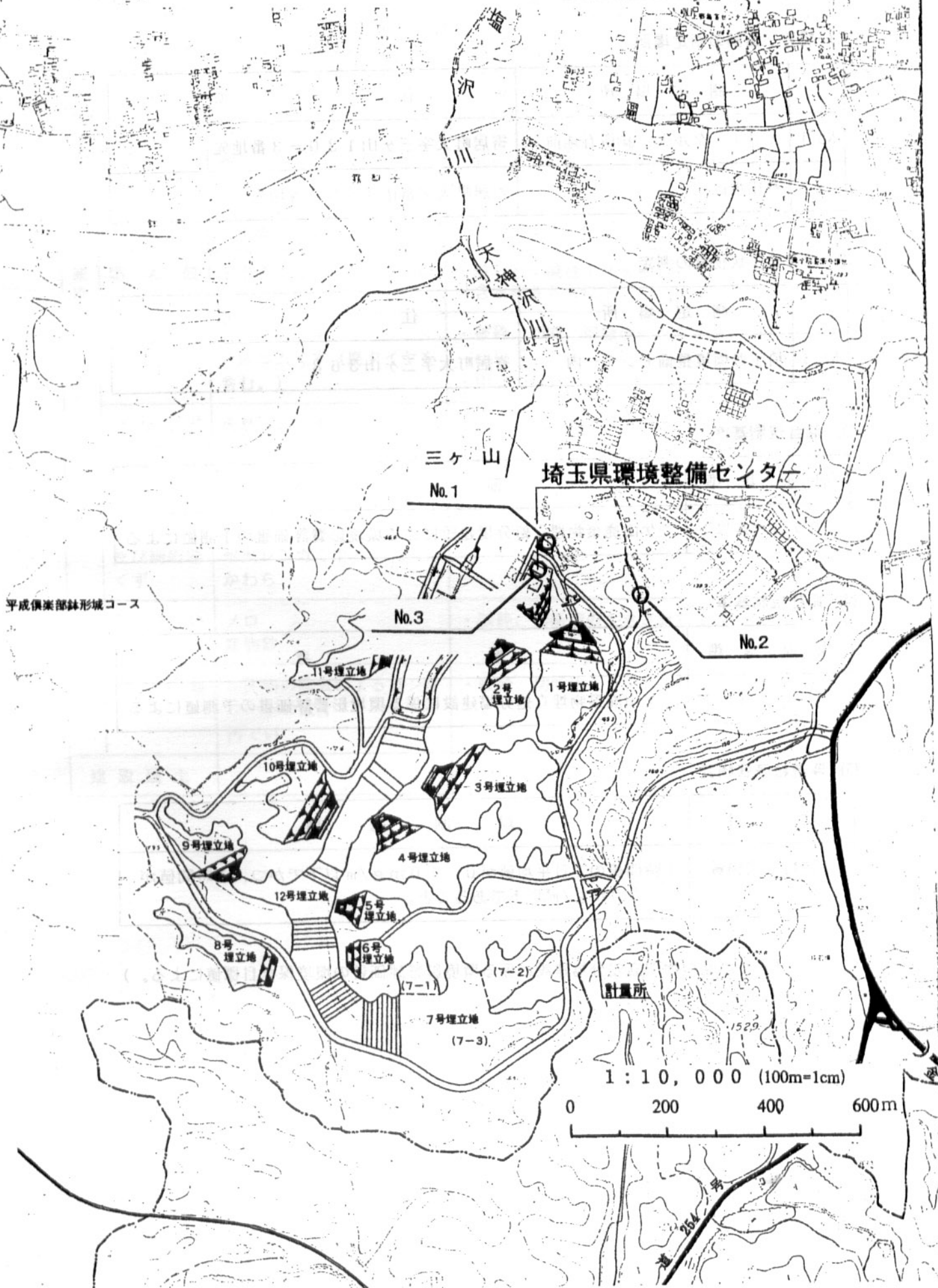
規制基準	備考
65デシベル以下	三ヶ山廃棄物埋立処分場建設に係る環境影響評価書の予測値による

(5) 浮遊粒子状物質

項目	規制基準
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下でかつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

(三ヶ山廃棄物埋立処分場建設に係る環境影響評価書の環境保全目標値による。)

別表2
「騒音、振動、浮遊粒子状物質の測定場所」



別表 3

悪臭の測定

(1) 測定場所

	測定場所	住所
No.1	オリエンタル火工(株)所有地前	寄居町大字三ヶ山130-3番地先
No.2	蔵田地区内	寄居町大字富田4053番地先

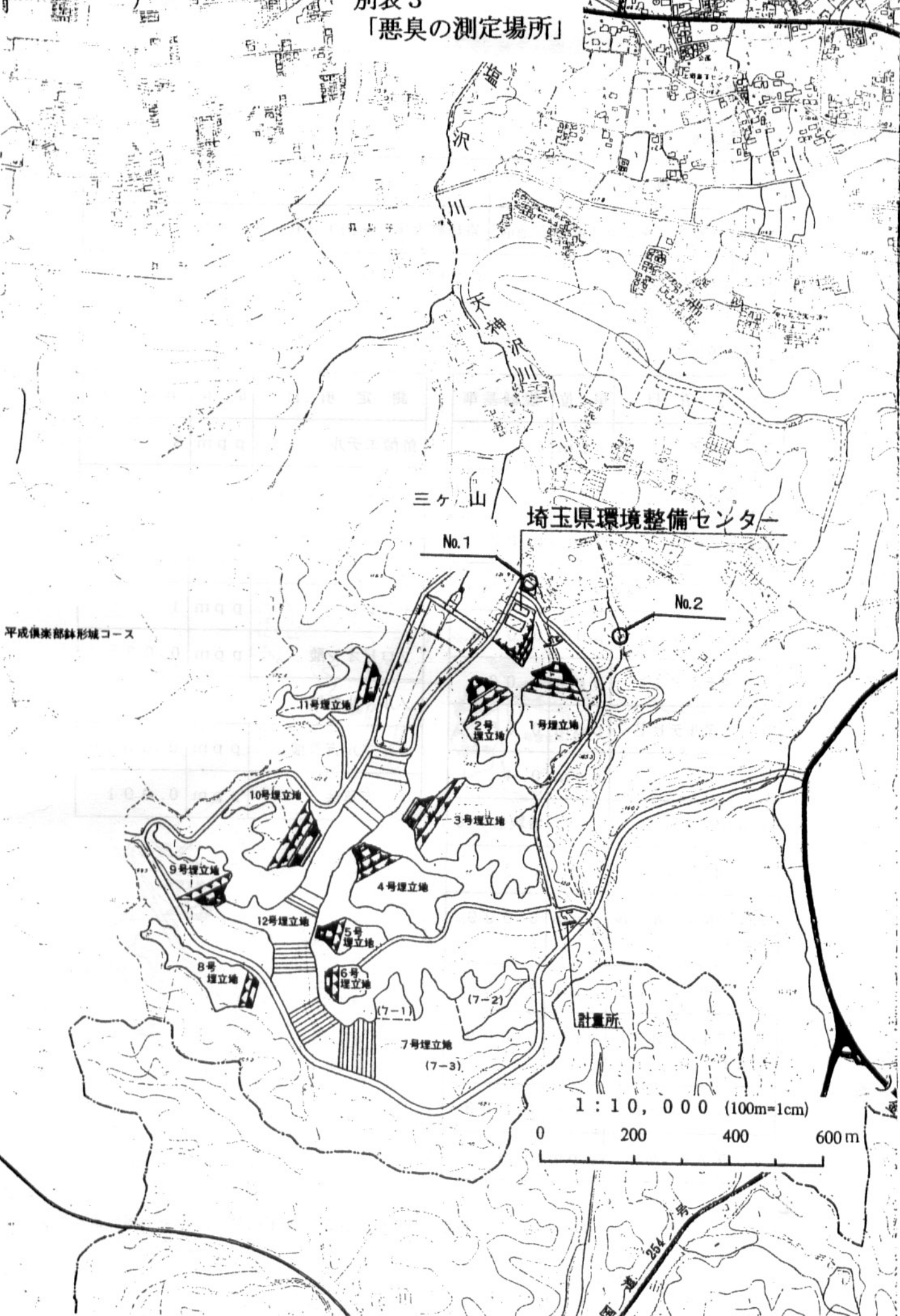
(2) 測定項目

測定項目	単位	規制基準
アンモニア	ppm	1
メチルメルカプタン	ppm	0.002
硫化水素	ppm	0.02
硫化メチル	ppm	0.01
二硫化メチル	ppm	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.05
スチレン	ppm	0.4
臭気濃度		希釈倍率10
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009
イソパレルアルデヒド	ppm	0.003
イソブタノール	ppm	0.9

測定項目	単位	規制基準
酢酸エチル	ppm	3
メチルイソブチルケトン	ppm	1
トルエン	ppm	10
キシレン	ppm	1
プロピオン酸	ppm	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.001

(項目・規制基準は、悪臭防止法及び埼玉県公害防止条例等による)

別表3
「悪臭の測定場所」



平成倶楽部鉢形城コース

埼玉県環境整備センター

計量所

1 : 10,000 (100m=1cm)

0 200 400 600 m

別表 4

脱水汚泥の分析項目

分 析 項 目	記 号
アルキル水銀化合物	R-Hg
水銀又はその化合物	T-Hg
カドミウム又はその化合物	Cd
鉛又はその化合物	Pb
有機りん化合物	O-P
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺
ひ素又はその化合物	As
シアン化合物	CN
ポリ塩化ビフェニール	PCB
含水率	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	
1, 1-ジクロロエチレン	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	
1, 1, 1-トリクロロエタン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	
1, 3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	Se
熱しゃく減量	

別表 5

漏水点検及び地下水の水質検査項目

検査項目	記号	単位	備考
水素イオン濃度	pH		数値については、常に変動を確認するものとする。
生物学的酸素要求量	BOD	mg/ℓ	
浮遊物質	SS	mg/ℓ	
大腸菌群数			
溶存酸素量	DO	mg/ℓ	
カドミウム及びその化合物	Cd	mg/ℓ	
シアン化合物	CN	mg/ℓ	
有機りん化合物	O-P	mg/ℓ	
鉛及びその化合物	Pb	mg/ℓ	
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺	mg/ℓ	
ヒ素及びその化合物	As	mg/ℓ	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T-Hg	mg/ℓ	
アルキル水銀化合物	R-Hg	mg/ℓ	
ポリ塩化ビフェニール	PCB	mg/ℓ	
トリクロロエチレン		mg/ℓ	

検査項目	記号	単位	備考
テトラクロロエチレン		mg/ℓ	数値については、常に変動を確認するものとする。
ジクロロメタン		mg/ℓ	
四塩化炭素		mg/ℓ	
1, 2-ジクロロエタン		mg/ℓ	
1, 1-ジクロロエチレン		mg/ℓ	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/ℓ	
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/ℓ	
1, 3-ジクロロプロペン		mg/ℓ	
チウラム		mg/ℓ	
シマジン		mg/ℓ	
チオベンカルブ		mg/ℓ	
ベンゼン		mg/ℓ	
セレン	Se	mg/ℓ	
電気伝導率		m/S	
塩化物イオン	Cl	mg/ℓ	

別表 6

浸出水原水、放流水及び防災調節池の水質検査項目

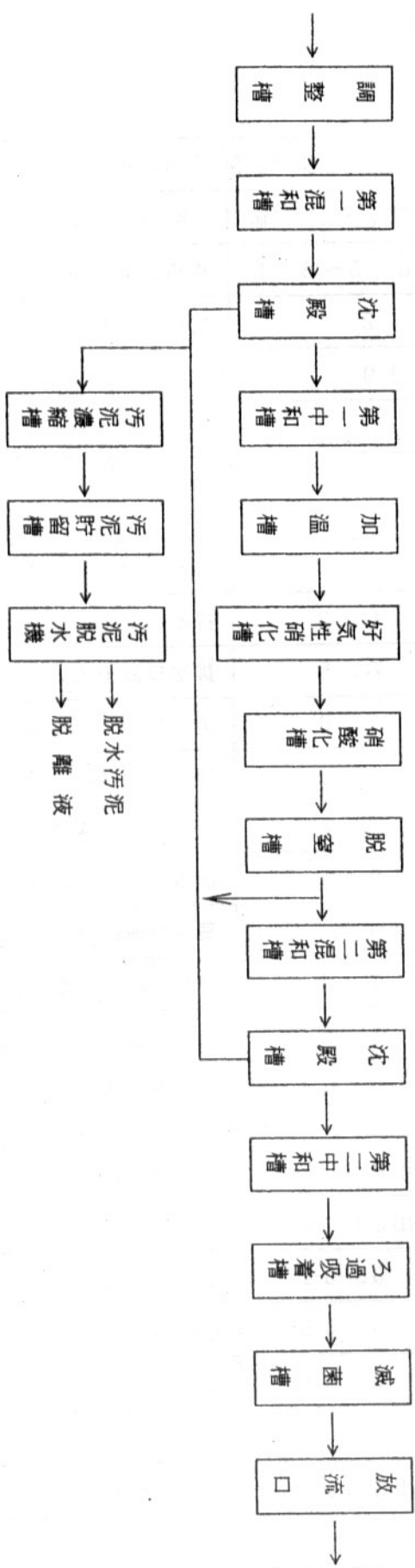
検査項目		記号	単位	放流水水質基準 (原水、防災調節池 の水質検査は除く)
生活環境項目	水素イオン濃度	pH		6.5~8.5
	生物学的酸素要求量	BOD	mg/ℓ	3
	化学的酸素要求量	COD	mg/ℓ	10
	浮遊物質量	SS	mg/ℓ	10
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	n-Hex	mg/ℓ	0.5
	フェノール類含有量		mg/ℓ	0.1
	銅含有量	Cu	mg/ℓ	0.3
	亜鉛含有量	Zn	mg/ℓ	0.5
	溶解性鉄含有量	s-Fe	mg/ℓ	1.0
	溶解性マンガン含有量	s-Mn	mg/ℓ	1.0
	クロム含有量	Cr	mg/ℓ	0.2
	ふっ素含有量	F	mg/ℓ	1.5
	大腸菌群数		個/cm ³	3000
	窒素含有量	T-N	mg/ℓ	5.0
	りん含有量	T-P	mg/ℓ	1.6
健康項目	カドミウム及びその化合物	Cd	mg/ℓ	0.01
	シアン化合物	CN	mg/ℓ	検出されないこと
	有機りん化合物	O-P	mg/ℓ	検出されないこと
	鉛及びその化合物	Pb	mg/ℓ	0.1
	六価クロム化合物	Cr ⁶⁺	mg/ℓ	0.05
	ヒ素及びその化合物	As	mg/ℓ	0.05
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T-Hg	mg/ℓ	0.0005
	アルキル水銀化合物	R-Hg	mg/ℓ	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニール	PCB	mg/ℓ	検出されないこと
	トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.03
	テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.01
	ジクロロメタン		mg/ℓ	0.02

検 査 項 目		記 号	単 位	放流水水質基準 (原水、防災調節池 の水質検査は除く)
	四塩化炭素		mg/ℓ	0.002
	1,2-ジクロロエタン		mg/ℓ	0.004
	1,1-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/ℓ	1
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/ℓ	0.006
	1,3-ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.002
	チウラム		mg/ℓ	0.006
	シマジン		mg/ℓ	0.003
	チオベンカルブ		mg/ℓ	0.02
	ベンゼン		mg/ℓ	0.01
	セレン		mg/ℓ	0.01
そ の 他	水温		℃	
	透視度		度	
	水色			
	アンモニア性窒素	NH ₄ -N	mg/ℓ	
	溶存酸素量	DO	mg/ℓ	

浸出水処理施設の自動観測

自動観測項目	第一混和槽	第一中和槽	加温槽	好気性硝化槽	硝酸化槽	脱窒槽	第二混和槽	第二中和槽	放流口
水温			★						
水素イオン濃度	★	★					★	★	★
溶存酸素				★					
酸化還元電位						★			
化学的酸素要求量									★
全窒素									★

★ 自動観測実施箇所



別表 8

塩沢川の水質検査

検査項目	記号	単位	環境保全目標		
			環境保全目標値	達成地点	
生活環境項目	水素イオン濃度	pH		6.5~8.5	荒川合流直前
	生物化学的酸素要求量	BOD	mg/ℓ	2	荒川合流直前
	化学的酸素要求量	COD	mg/ℓ	10	荒川合流直前
	浮遊物質	SS	mg/ℓ	10	荒川合流直前
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	n-Hex	mg/ℓ	0.5	排水口直下流地点
	フェノール類含有量		mg/ℓ	0.1	排水口直下流地点
	銅含有量	Cu	mg/ℓ	0.3	排水口直下流地点
	亜鉛含有量	Zn	mg/ℓ	0.5	排水口直下流地点
	溶解性鉄含有量	s-Fe	mg/ℓ	1.0	排水口直下流地点
	溶解性マンガン含有量	s-Mn	mg/ℓ	1.0	排水口直下流地点
	クロム含有量	Cr	mg/ℓ	0.2	排水口直下流地点
	ふっ素含有量	F	mg/ℓ	0.8	排水口直下流地点
	大腸菌群数			1,000 MPN/100ml	荒川合流直前
	窒素含有量	T-N	mg/ℓ	1.0	農業取水地点直上流
	りん含有量	T-P	mg/ℓ	1.6	排水口直下流地点
健康項目	カドミウム及びその化合物	Cd	mg/ℓ	0.01	塩沢川全域
	シアン化合物	CN	mg/ℓ	検出されないこと	塩沢川全域
	有機りん化合物	O-P	mg/ℓ	検出されないこと	塩沢川全域
	鉛及びその化合物	Pb	mg/ℓ	0.01	塩沢川全域
	六価クロム化合物	Cr ⁶⁺	mg/ℓ	0.05	塩沢川全域
	ヒ素及びその化合物	As	mg/ℓ	0.01	塩沢川全域
	水銀及びその他の化合物	T-Hg	mg/ℓ	0.0005	塩沢川全域
	アルキル水銀化合物	R-Hg	mg/ℓ	検出されないこと	塩沢川全域
	ポリ塩化ビフェニール	PCB	mg/ℓ	検出されないこと	塩沢川全域
	ジクロロメタン		mg/ℓ	0.02	塩沢川全域
四塩化炭素		mg/ℓ	0.002	塩沢川全域	

検査項目	記号	単位	環境保全目標		
			環境保全目標値	達成地点	
1,2-ジクロロエタン		mg/ℓ	0.004	塩沢川全域	
1,1-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.02	塩沢川全域	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.04	塩沢川全域	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/ℓ	1	塩沢川全域	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/ℓ	0.006	塩沢川全域	
1,3-ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.002	塩沢川全域	
チウラム		mg/ℓ	0.006	塩沢川全域	
シマジン		mg/ℓ	0.003	塩沢川全域	
チオベンカルブ		mg/ℓ	0.02	塩沢川全域	
ベンゼン		mg/ℓ	0.01	塩沢川全域	
セレン		mg/ℓ	0.01	塩沢川全域	
トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.03	塩沢川全域	
テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.01	塩沢川全域	
ホウ素		mg/ℓ	1	塩沢川全域	
硝酸性及び亜硝酸性窒素		mg/ℓ	10	塩沢川全域	
その他	水温		℃		
	透視度		度		
	水色				
	アンモニア性窒素	NH ₃ -N	mg/ℓ		農業取水地点直上流
	溶存酸素量	DO	mg/ℓ	7.5	荒川合流直前

別表 9

観測井の水質検査項目

検査項目	記号	単位	備考
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	NO ₃ -N NO ₂ -N	mg/ℓ	数値につ いては、 常に変動 を確認す るものと する。
塩素イオン	Cl ⁻	mg/ℓ	
有機物等（過マ ンガン酸カリウ ム消費量）		mg/ℓ	
一般細菌		mg/ℓ	
大腸菌群		mg/ℓ	
シアン	CN	mg/ℓ	
水銀	Hg	mg/ℓ	
有機リン	O-P	mg/ℓ	
銅	Cu	mg/ℓ	
鉄	Fe	mg/ℓ	
マンガン	Mn	mg/ℓ	
亜鉛	Zn	mg/ℓ	
鉛	Pb	mg/ℓ	
六価クロム	Cr ⁶⁺	mg/ℓ	
カドミウム	Cd	mg/ℓ	
ヒ素	As	mg/ℓ	
フッ素	F	mg/ℓ	
カルシウム、マ グネシウム等 （硬度）		mg/ℓ	
蒸発残留物		mg/ℓ	
フェノール類		mg/ℓ	
陰イオン界面活 性剤	MBAS	mg/ℓ	
水素イオン濃度	pH	—	
臭気			
味			
色度		度	
濁度		度	
ポリ塩化ビフェ ニール	PCB	mg/ℓ	

検査項目	記号	単位	備考
ノルマルヘキサ ン抽出物質	n-Hex	mg/ℓ	数値につ いては、 常に変動 を確認す るものと する。
トリクロロエチ レン		mg/ℓ	
テトラクロロエ チレン		mg/ℓ	
1,1,1-トリ クロロエタン		mg/ℓ	
セレン		mg/ℓ	
四塩化炭素		mg/ℓ	
1,2-ジクロロ エタン		mg/ℓ	
1,1-ジクロロ エチレン		mg/ℓ	
ジクロロメタン		mg/ℓ	
シス-1,2-ジ クロロエチレン		mg/ℓ	
1,1,2-トリ クロロエタン		mg/ℓ	
ベンゼン		mg/ℓ	
クロロホルム		mg/ℓ	
ジブロモクロロ メタン		mg/ℓ	
プロモジクロロ メタン		mg/ℓ	
プロモホルム		mg/ℓ	
総トリハロメタン		mg/ℓ	
1,3-ジクロロ プロペン		mg/ℓ	
シマジン		mg/ℓ	
チウラム		mg/ℓ	
チオベンカルブ		mg/ℓ	
ナトリウム		mg/ℓ	

別表9
「観測井の採取地点」

1 : 10,000 (100m=1cm)

0 200 400 600 m

No.6

No.8

三ヶ山

埼玉県環境整備センター

No.1

No.7

平成倶楽部森林形城コース

11号埋立地

No.2

2号埋立地

1号埋立地

No.5

10号埋立地

3号埋立地

No.4

9号埋立地

4号埋立地

No.3

12号埋立地

5号埋立地

8号埋立地

6号埋立地

(7-1)

(7-2)

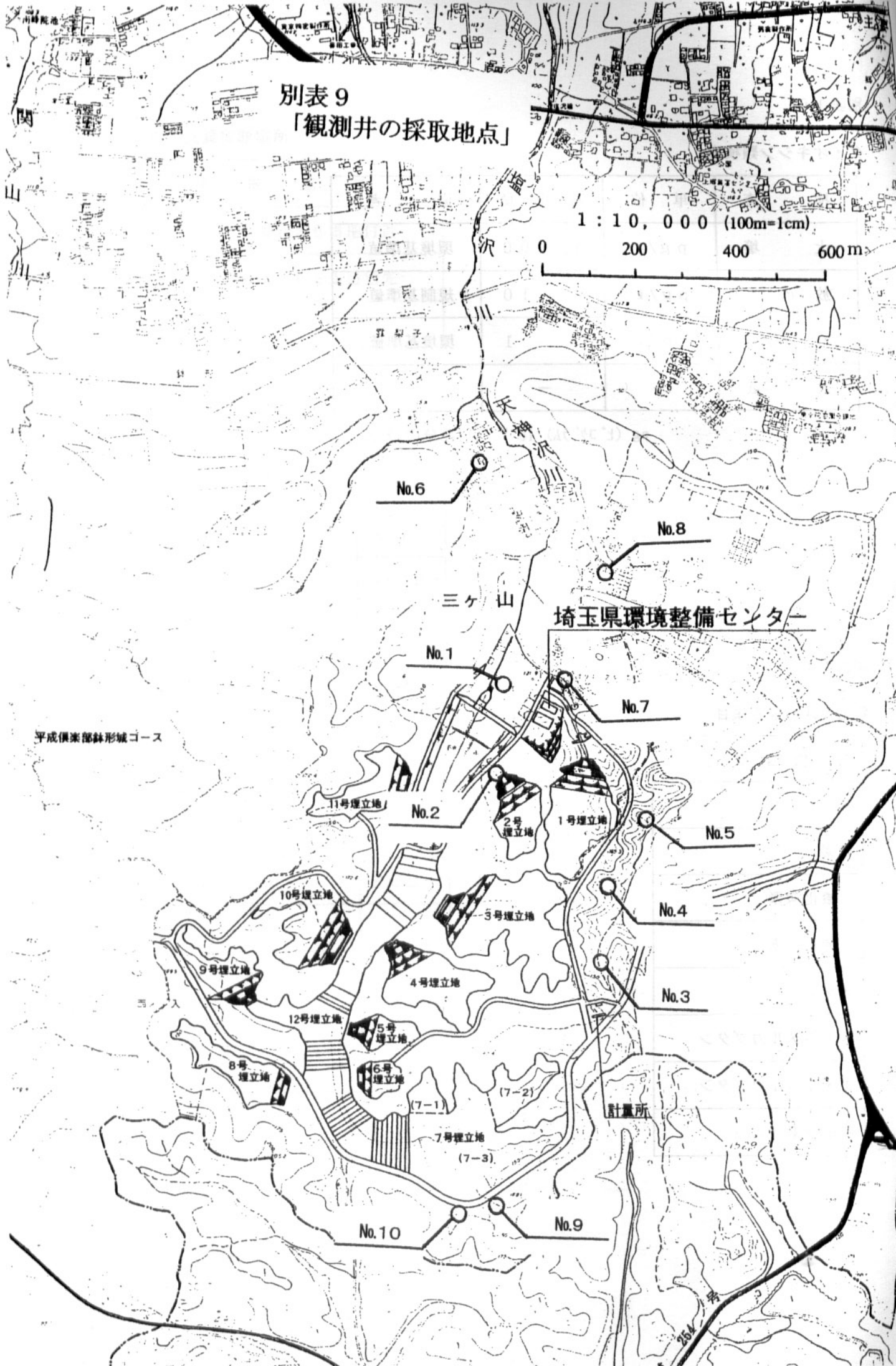
7号埋立地

(7-3)

計量所

No.10

No.9



別表 1 2

(1) 塩沢川の底質採取場所

	採 取 場 所
No. 1	寄居町大字小園 5 5 6 番地付近
No. 2	寄居町大字富田 3 6 5 1 番地先
No. 3	防災調節池放流口下

(2) 塩沢川の底質検査項目

検 査 項 目	記 号
カドミウム	C d
シアン	C N
有機リン	O - P
鉛	P b
六価クロム	C r ⁶⁺
ヒ素	A s
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T - Hg
アルキル水銀化合物	R - Hg
ポリ塩化ビフェニール	P C B
強熱減量	
ノルマルヘキサン抽出物質	n - Hex
銅	C u
水分	

写

資料No. 5-2

埼玉県環境整備センター 公害防止細目協定書

平成13年1月31日

埼玉県・寄居町
鉢形地区環境問題協議会
男衾環境整備協議会
寄居町三ヶ山区

埼玉県環境整備センター公害防止細目協定書

埼玉県大里郡寄居町（以下「甲」という。）、埼玉県（以下「乙」という。）及び鉢形地区環境問題協議会長、男衾環境整備協議会長、寄居町三ヶ山区長（以下「丙」という。）は、平成十三年一月三十一日に締結した埼玉県環境整備センター公害防止協定に関し、次のとおり細目協定を締結する。

第一章 処分場の維持管理

第一条 廃棄物等の受入検査

1 受入廃棄物の種類

受入れる廃棄物等（以下「廃棄物」という。）の種類及び性状は、埼玉県内から排出される廃棄物で有害廃棄物を除いた無機物を主体としたもので別表1のとおりとする。

2 受入事業所

一 公共関係

県内の市町村（一部事務組合を含む。）及び県、県企業局、県及び市町村の公社のうち、乙と委託契約を締結した団体及び乙の承認を得た団体とする。

二 民間事業所関係

産業廃棄物を自ら排出する県内の中小企業者（中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二条第一項に規定する中小企業者）等で埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例（昭和六十三年条例第四八号）第一条に定める民間事業者のうち乙の受入承認を得た事業所とする。

三 受入契約の手順

乙は、次の手順により受入事業所等を決定するものとする。また、更新する場合も同様とする。

- 搬入計画書（性状分析表、写真「手札以上」を添付） → 書類審査 → 立入調査（乙が事業所等立入調査及びサンプル採取） → （サンプル性状分析） → 審査会（市町村、一部事務組合を除く。） → 受入決定
- 四 受入廃棄物の特定

受入廃棄物は、委託契約及び受入承認をするときに種類を特定する。

第二条 処分場周辺対策

埼玉県環境整備センター（以下「センター」という。）内の外周フェンス・水路等の施設は月二回以上、埋立地のネットフェンス・立札等の施設は週一回以上、事故防止のため点検し、破損等が発見されたときは、直ちに補修するものとする。

第三条 騒音・振動防止、悪臭防止、飛散防止、害虫・害鳥等発生防止対策

1 騒音・振動防止対策

騒音・振動の低減を図るため、埋立造成作業及びセンター内の施設等工事については、低騒音型重機を使用するなどし、周辺環境に与える影響を十分配慮するものとする。

2 騒音・振動・浮遊粒子状物質の測定

騒音・振動及び浮遊粒子状物質の測定は、三か月に一回及び甲又は丙からの要請を受け協議のうえ必要と認めるときは、別表2について行うものとする。

3 悪臭防止、飛散防止対策

廃棄物が飛散したり、悪臭が発生しないよう搬入のつど廃棄物を整地のうえ即日完全覆土し、埋立途中の部分については廃棄物が露出しない程度（概ね30cm）に覆土するものとする。また、廃棄物及び覆土の飛散防止のため、必要に応じて散水車等により散水するものとする。

4 悪臭調査

悪臭調査は、毎年六月、八月にそれぞれ一回及び甲又は丙からの要請を受け協議のうえ必要と認めるときは、別表3について行うものとする。

5 害虫・害鳥等発生防止対策

一 害虫等が発生しないよう薬剤及び機材を常備し、必要に応じて散布するものとする。ただし、散布時に散布地点で風速が毎秒五・五m以上のときは散布を中断するものとする。

二 害鳥等発生防止対策

害鳥等発生防止対策は、当日完全覆土を実施し、廃棄物が引き出されないようにするものとする。

第四条 防火対策

防火対策としては、消防法に基づく設備を整備するほか、次の対策を講じるものとする。

1 管理棟付近に防火用貯水池（一、三〇〇㎡）を設置し、消火活動に支障のないよう管理するものとする。

2 浸出水処理施設に可搬式消火器（UW五〇Ⅱ型）を四台設置するものとする。

3 埋立地に可搬式消火器（UW五〇Ⅱ型）を二台設置するものとする。

4 埋立地付近に軽貨物車に搭載した可搬式ポンプ（C・一級）一台、ホース二〇〇m及び水槽（K・三〇〇〇密閉型）を常備するものとする。

5 計量棟の高架水槽（四㎡）は、緊急時の消火活動に対応できるように設備するものとする。

6 計量施設に可搬式消火器（UW五〇Ⅱ型）を二台設置するものとする。

7 センター内には、消防本部の指導に基づく防火水槽（四〇㎡）六基を、工事計画に合わせて順次設置していくものとする。

8 センターは、消防本部と年一回以上防火に関する会議を開催し、指導を受けるものとする。

第五条 浸出水処理施設の機能点検、原水・放流水及び防災調節池の水質検査

1 浸出水処理施設の機能点検

浸出水処理施設の処理機能及び放流水圧送機能については、作動状況を毎日点検し、その他非常用機能は週一回点検するものとする。

2 処理槽の脱水汚泥の分析及び処分

浸出水処理施設の脱水汚泥の検査は、年二回以上別表4の項目について行うものとする。また、脱水汚泥はセンター内に埋立てないものとする。

3 浸出水処理施設周辺の漏水対策

浸出水処理施設周辺に地下水集水管を埋設し、集水した水を調整槽に送る構造として漏水に備えるとともに、年一回以上集水した水を、別表5水素イオン濃度からテトラクロロエチレンまでの十六の項目並びに電気伝導率及び塩化物イオンについて水質検査するものとする。

4 原水・放流水及び防災調節池の水質検査

一 浸出水原水の水質検査

浸出水原水の水質は、別表6ジクロロメタンからセレンまでの十三の項目については、三か月に一回、その他の項目については、月一回検査するものとする。また、処理工程水は、別表7の項目について自動観測するものとする。

二 放流水の水質検査

放流水の水質検査は、別表6の項目について行うものとし、SSは毎日一回、BODは週一回、ジクロロメタンからセレンまでの十三項目については、三か月に一回、その他の項目は月一回検査するものとする。

三 防災調節池の水質検査

防災調節池の水質検査は、年一回以上別表6の項目（ジクロロメタンからセレンまでの十三項目を除く。）について行うものとする。

四 塩沢川の水質検査

塩沢川の水質検査は、年一回以上塩沢川底質調査地点で、別表8の項目について行うものとする。

第六条 地下水・観測井の水質検査

しゃ水シート、鉛直しゃ水工のしゃ水効果の機能点検をするため、次の検査を行うものとする。

1 地下水の水質検査

地下水排水工から集水される地下水（以下「地下水」という。）は、電気伝導率の自動観測機により常時観測を行い、異常値がでたときは、直ちに地下水が浸出水処理施設に入るようバルブを切り替えるとともに別表6の項目について水質検査を実施し、その原因を究明するものとする。また、別表5水素イオン濃度からテトラクロロエチレンまでの十六の項目については、月一回、ジクロロメタン以下の項目については、三か月に一回の検査を行うものとする。

2 観測井の水質検査

観測井の水質検査は、年一回以上別表9について行うものとする。

第七条 ダイオキシンの検査

土壌、放流水、地下水及び大気の水質検査は、年一回以上別表10について行うものとする。

第八条 防災調節池、締切工、しゃ水工等の点検

1 防災調節池の点検

一 防災調節池の機能点検

防災調節池の機能点検は、月一回行うものとし、亀裂、漏水等の異常が発見されたときは、直ちに補修などの適切な措置を講じるものとする。

二 防災調節池の堆砂点検

防災調節池の堆砂量の点検は、月一回行うものとし機能保全と農業用水確保のため堆砂量が三〇、〇〇〇㎡を超えた場合は、直ちに除去するものとする。

2 かんがい期の農業用水及び利水
農業用水として二〇、〇〇〇㎡を確保するものとし、その利用方法は、甲、乙及び用水組合等で協議して定めるものとする。

3 貯留締切施設の点検
貯留締切施設の点検は、埋立期間中は月一回、埋立完了後は三か月に一回行うものとし、亀裂、漏水等の異常が発見されたときは、直ちに補修などの適切な措置を講じるものとする。

4 しゃ水工の点検
浸出水の地下浸透遮断のため設置したしゃ水工は、毎日埋立作業前及び作業後に点検するものとし、損傷等の異常が発見されたときは、直ちに補修などの適切な措置を講じるものとする。また、法面のしゃ水工の状況についても三か月に一回点検するものとする。

5 濁水処理施設の点検
工事中の排水が一リットル当たりSS二十五mg以下となるよう濁水処理施設を設置し、常に点検するものとする。

6 砂防ダムの点検
砂防ダムの点検は、月一回行うものとし、亀裂、漏水等の異常が発見されたときは、直ちに補修などの適切な措置を講じるものとする。

7 雨水開きよの点検
雨水開きよの点検は、月一回及び必要に応じて行うものとし、流水機能を確保するものとする。

第九条 進入道路等の点検

搬入車両等の運行の安全を確保するため、路面・側溝及び法面等の点検は毎週一回以上行うものとし、損傷等の異常が発見されたときは、直ちに補修などの適切な措置を講じるものとする。また、搬入ゲート（扉）及び道路標識・ガードレール等の安全施設についても毎週一回以上点検するものとする。

第十条 気象観測

埋立事業等を適正に管理運営するため、気象観測機をセンター内に設置し、風向、風速、降雨量、蒸発量、気温及び湿度を連続観測するものとする。

第十一条 発生ガスの検査

埋立地から発生するガスは、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「命令」という。）で定める通気装置を設け排除するものとし、発生ガスの検査は、三か月に一回通気装置から検体を採取し、別表IIの項目について行うものとする。

第十二条 底質及び土壌検査

塩沢川の底質並びに塩沢川下流農地及び埋立地周辺の土壌検査は、年一回別表12、13、14について行うものとする。

第十三条 検査機関

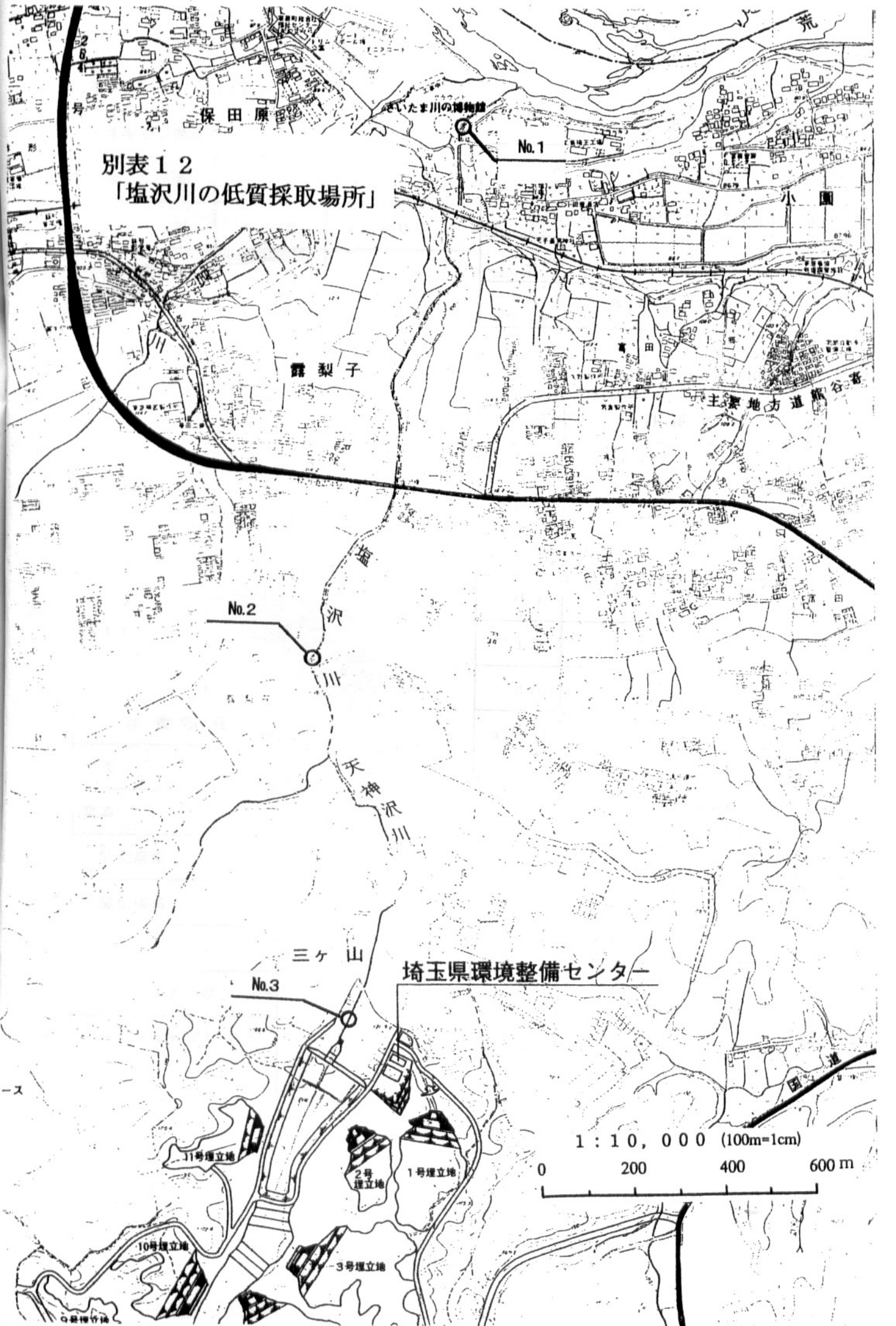
前各条の検査・分析は、センター・埼玉県環境科学国際センター・計量法（昭和二十六年法律第二〇七号）第一百七条に規定する機関で行うものとする。

第十四条 公害防止協定第八条第三項の必要な措置等

1 本協定の第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第十一条及び第十二条の検査・分析等に異常が認められたときは、直ちに埋立作業を停止し、甲に通報するとともにその原因を究明するものとする。なお、埋立作業の再開については、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 甲及び甲の住民等が異常を発見したときには、埋立作業の停止及び原因の究明を申し出ることができるものとし、乙は直ちに確認し、前項に準じて措置するとともに、申出者に通知するものとする。

別表12
「塩沢川の低質採取場所」



No.1

No.2

No.3

埼玉県環境整備センター

1 : 10,000 (100m=1cm)

0 200 400 600 m

11号埋立地

2号埋立地

1号埋立地

10号埋立地

3号埋立地

埋立地

別表 1 3

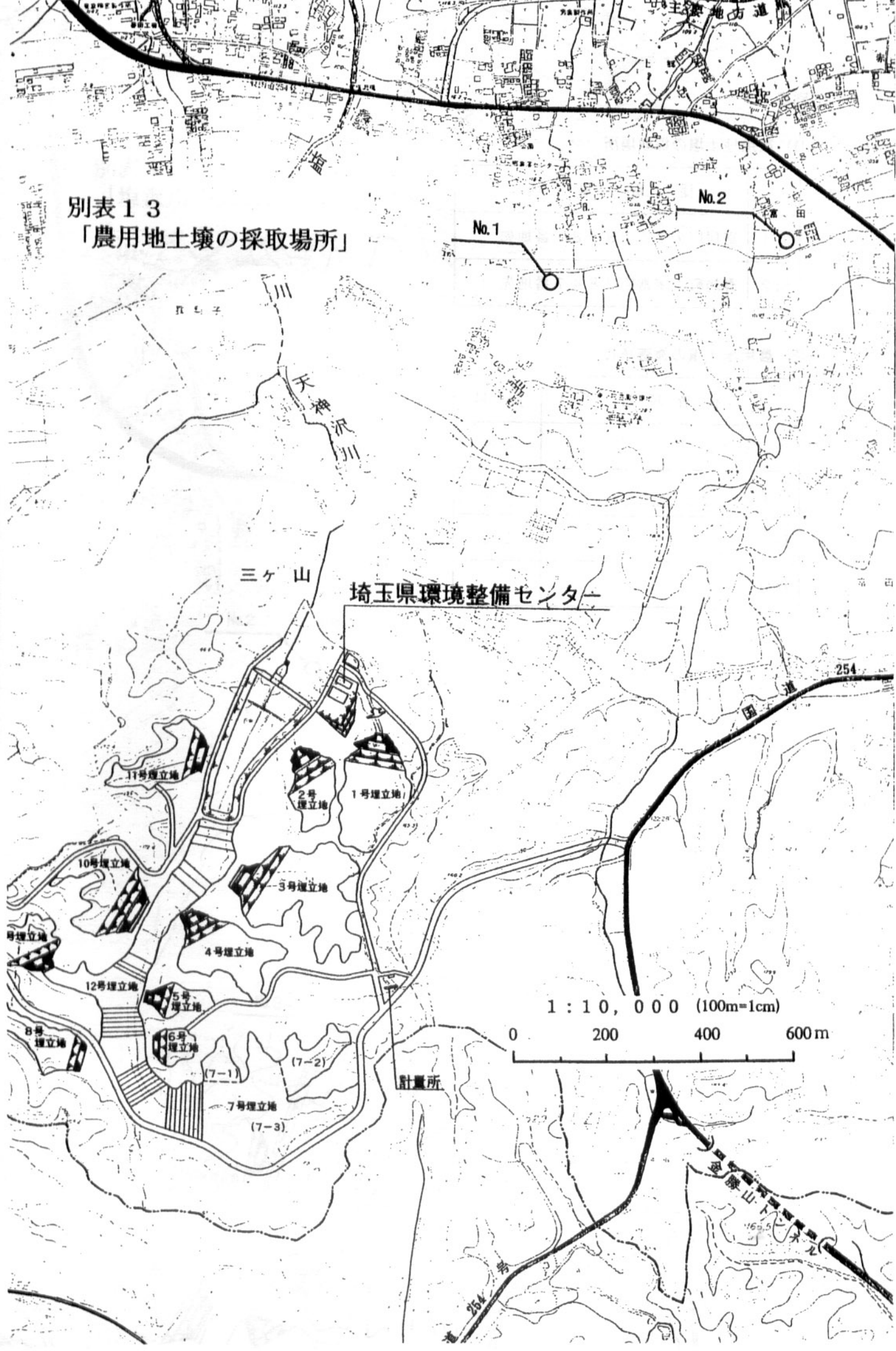
(1) 農用地土壌の採取場所

	採 取 場 所
No.1	寄居町大字富田3787番地先
No.2	寄居町大字富田2847番地先

(2) 農用地土壌の検査項目

検 査 項 目	記 号
カドミウム	C d
ひ素	A s
銅	C u
水分	

別表13
「農用地土壌の採取場所」



埼玉県環境整備センター

三ヶ山

天神沢川

11号埋立地

2号埋立地

1号埋立地

10号埋立地

3号埋立地

4号埋立地

12号埋立地

5号埋立地

6号埋立地

(7-1)

(7-2)

7号埋立地

(7-3)

9号埋立地

8号埋立地

計量所

1 : 10,000 (100m=1cm)

0 200 400 600 m

No.1

No.2

道254

三ヶ山

計量所

道254

別表 1 4

(1) 埋立地周辺の土壌採取場所

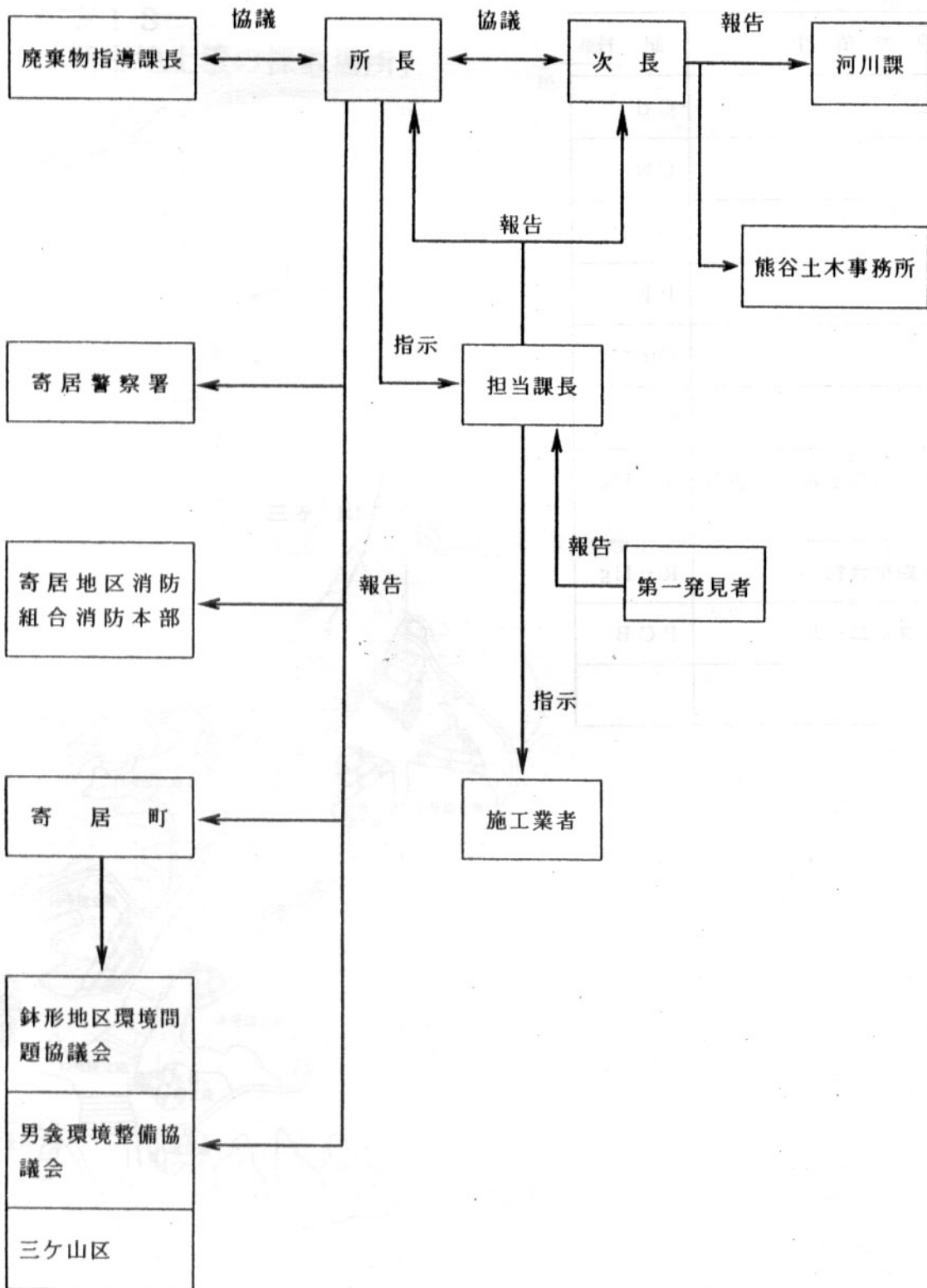
埋立地の周辺で 3 ~ 5 か所程度をその都度決定する。

(2) 埋立地周辺の土壌検査項目

検査項目	記号
カドミウム	C d
シアン	C N
有機リン	O - P
鉛	P b
六価クロム	C r ⁶⁺
ひ素	A s
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T - Hg
アルキル水銀化合物	R - Hg
ポリ塩化ビフェニール	P C B
水分	

別表 15

防災体制



3 センターの維持管理に関連して生じた甲及び甲の住民等に係わる問題等については、乙の責任において補償等の措置を行い、誠意をもって円満に解決するものとする。

第二章 処分場の管理等

第十五条 管理体制

乙は、センター内に管理事務所を置き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一三七号）第二十一条で定める技術管理者を置くとともに、受入・検査及び搬入量を把握する職員を常勤させ、委託契約及び受入承認をした廃棄物以外の廃棄物が持込まれることがないよう管理するものとする。

第十六条 管理責任の明示

乙は、国道二五四号からの進入道路入口の見やすい位置に、共同命令第一条第一項第二号及び第二条第一項第一号に定める立札を設置し、センターの管理者を明示するものとする。

第十七条 保安対策

乙は、国道二五四号からの進入道路に搬入ゲート（扉）を設置し、センター内に関係のない者の進入を防止するため、受入開始・終了時間に合せて開閉し、かつ施錠するものとする。なお、埋立工事以外の工事が継続しているときは、当該工事の終了時に施錠するものとする。

第三章 廃棄物の搬入方法

第十八条 運搬車両への表示

廃棄物の運搬車両の荷台等に、廃棄物を搬入する事業所等名又は収集運搬業者名を分かり易く表示するものとする。

別表 10

ダイオキシン類検査

検 査	単 位	基 準 値	備 考
土 壤	pg/g	1,000	環境基準値
放 流 水	pg/l	10	規制基準値
地 下 水	pg/l	1	環境基準値
大 気	-	-	-

pg (ピコグラム) 10^{-12} (1兆分の1グラム)

別表 11

発生ガスの検査項目

検 査 項 目
酸素
窒素
一酸化炭素
二酸化炭素
メタン
メチルメルカプタン
エチルメルカプタン
硫化水素

第十九条 運搬車両の型式

運搬車両は、密閉型車両を用いるなど運搬の過程において、廃棄物の飛散、流出又は悪臭防止のため必要な措置を講じるものとする。

第二十条 搬入経路

廃棄物搬入車両の搬入経路及び退場経路は、次のうち乙が指定する経路とする。

- 一 国道二五四号（小川町方面） ↓ 進入道路
- 二 国道一四〇号 ↓ 国道二五四号 ↓ 進入道路

第二十一条 廃棄物の搬入管理

1 提出書類

- 一 搬入事業所等が廃棄物の搬入をしようとするときは、廃棄物等処分依頼書を提出させるものとする。なお、廃棄物等処分依頼書が提出されなかったときは、搬入を認めないものとする。
- 二 搬入事業所等が廃棄物の搬入をしようとするときは、前記にかかわらずセンターのコンピューターにプッシュホン電話で、廃棄物等処分依頼書の各事項を事前に入力させるものとする。

2 運転者

廃棄物搬入車両の運転者は、センターが実施する運転者講習会を受講し、講習終了証が交付され、センターに運転者として登録された者とする。

3 廃棄物搬入車両は、センター登録され、搬入カードが交付された車両とする。

4 搬入承認証等の携行

運転者はセンターへの搬入に際しては、センターが交付した搬入承認証、搬入カード、講習終了証を携行し、受付へ提

示するものとする。なお、搬入承認証等が提示されなかったときは、搬入を認めないものとする。

5 搬入事業所等の確認

受付では、運転者から提出された廃棄物等処分依頼書とあらかじめ搬入事業所等からコンピューターに入力された事項を照合確認するものとする。なお、相違する事項が認められたときは、搬入事業所等の確認が完了するまで、搬入を認めないものとする。

第二十二條 廃棄物の搬出量と搬入量の照合方法

センターの受付に計量機を二基設置し、搬入時には廃棄物積載車両総重量を、退場時には空車重量をそれぞれ計測し、廃棄物等処分依頼書に記載された事項と照合するものとする。

第二十三條 運搬経路における環境保全対策

センターから退場する車両のタイヤ等に付着した泥土等が、センターの外に出るのを防ぐため、泥落機及び洗車プールを設置し、退場車には必ずその施設を通過させ、センターの職員が洗車状態を確認してから退場を認めるものとする。

第四章 埋立処分管理要領

第二十四條 受入廃棄物の質の管理

1 目視検査

搬入廃棄物の種類及び質等の管理については、センターの職員による目視検査を受付時及び埋立地で廃棄物を空ける時に徹底して実施するものとする。

2 抜き取り検査

乙は埋立地で空けられた廃棄物を無作為に採取し、性状分析検査を実施するものとし、分析結果表には事業所等、廃棄物の種類を明記するものとする。また、必要に応じて採取した試料を透明な容器に入れて一か月程度保管するものとする。

3 複数の事業所等の廃棄物の混合搬入禁止

一台の搬入車両に複数の事業所等の廃棄物を混合して搬入することは認めないものとする。

4 搬入廃棄物の分別方法等の報告

一般廃棄物の搬入団体は、次の事項を年一回乙に報告するものとする。

一 分別収集の方法及び収集される廃棄物の実態

二 乾電池、水銀計、蛍光管等の選別除去方法及び処理方法

三 焼却灰の熱しやく減量、含水率、焼却炉温度

四 ダスト類の除去方法及び処理方法

五 有害物質溶出試験結果

六 不燃ゴミ、焼却不適ゴミの破碎寸法、減容化

5 搬入事業所等への立入調査

乙は、搬入事業所等の中間処理施設及び製造工程の調査のため必要に応じて搬入事業所等へ立入調査をするものとする。

なお、甲及び丙は、乙に立入調査を行うこと及びその調査に立合うことを申し出ることができるものとし、乙は、甲及び丙の申し出に対し、搬入事業所等と調整を図り協力するものとする。

6 不正等の措置

乙は、不正の手段で廃棄物を搬入しようとした搬入事業所等があったときは、その原因を究明するとともに必要な措置がとられるまでの間、搬入を停止させるものとし、その廃棄物を持ち帰らせるものとする。なお、乙はこのことについて委託契約書等に明記するものとする。

第二十五条 廃棄物の埋立方法

1 しゃ水工の保護

廃棄物を埋立る前に、底部しゃ水工を保護するため、良質土を1m以上敷き込むものとする。

2 サンドイッチ工法等

廃棄物の埋立は、廃棄物と覆土を交互に行うサンドイッチ工法（埋立層厚は廃棄物層二・五m以下、ただし、最上部廃棄物は三・五m以下、中間覆土〇・五m以上、ただし、最終覆土は二・〇m以上）とする。また、埋立地法面の安定と跡地利用時の機能を確保する目的から、撒き出し厚〇・四mを限度として、ブルドーザー等により転圧するものとする。

3 覆土材

覆土材は、センター内の掘削に伴って発生する良質土を用いるものとする。

4 飛散廃棄物の回収

埋立地の内外の飛散廃棄物は、直ちに回収するものとする。

5 築堤先行方式

廃棄物の埋立は、縮切工側から築堤先行方式とする。

6 縮切工表法面の保護及び緑化

埋立法面は、地震時でも十分安定し、法面が崩壊しないよう法わくブロック工や敷網工を施工するとともに、種子の吹付け・低木の植栽を実施し、土砂の流出防止と緑化に努めるものとする。

7 集水管の連結等

集水管の連結、斜面法面しや水工の保護層の整形は、埋立の進捗状況に応じて計画的に施工するものとする。

第二十六条 受入及び作業時間

1 受入時間

廃棄物搬入の受付時間は午前九時から十二時、午後一時から四時までとする。

2 作業時間

埋立作業時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、覆土等整地作業が終了しないときは、整地作業が終了するまでとする。

第二十七条 作業中止基準

1 受入中止基準

一 当日の廃棄物の受入業務は、センター内に設置した風速計で午前八時四十五分から十分間観測し、平均風速が毎秒七・〇m以上のときは午前の受入を、また、午前十一時から十分間観測し、平均風速が毎秒七・〇m以上のときは午後の受入を中止するものとする。

二 埋立作業中であっても、平均風速が毎秒七・〇m以上になったとき及び気象条件にかかわらず埋立地内での作業が困難と認められるときは、受入を中止するものとする。

2 受入中止解除

廃棄物の受入を中止した後、気象の変化により平均風速が毎秒七・〇m未満になり、廃棄物の飛散の恐れがなくなった場合及び埋立地の作業ができる状態になったときは、受入を開始するものとする。

3 センター受入休業日

センター受入休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日及び一月二日、三日並びに十二月三十一日とする。なお、臨時受入休業日を設け、または前記受入休業日を変更するときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

第五章 処分場の監視組織

第二十八条 資料の閲覧及び提出方法

乙は、センターの維持管理に関する検査、分析等の資料及び搬入事業所等からの報告資料等は常時備付け、常に閲覧できるようにするものとする。

第二十九条 変更、改善等の協議範囲